



栃木県公報

平成26年
10月3日(金)
第2619号

目次

告示

○解除予定保安林	803
○指定施業要件変更予定保安林	804
○生活保護法による指定介護機関の指定	804
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止	806
○生活保護法による指定介護機関の事業の休止	808
○准看護師試験の実施	808
○地籍調査事業計画の決定	809
○道路の区域の変更	810

公告

○土地改良区役員の退就任	811
○都市計画決定図書の写しの縦覧	812
○同	812
○都市計画変更図書の写しの縦覧	813
○開発行為の工事完了	813

調達等公告

○入札公告	813
○落札者等の公示	814
○同	814

宇都宮市街地開発組合

○第220回宇都宮市街地開発組合議会定例会の閉会	815
○平成25年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領	815

告示

栃木県告示第453号

次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 解除予定保安林の所在場所
日光市高德字二ツ石993-4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
干害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 解除予定保安林の所在場所

日光市高德字二ツ石993-4 (次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。)

栃木県告示第454号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
鹿沼市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、鹿沼市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第455号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により介護扶助又は介護支給給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

1 居宅介護事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成26年 4月1日	有限会社I will	鹿沼市石橋町1600番地1橋田第一ビル8階	ヘルパーステーションまごころ	栃木市西方町金崎502番地ウエストフリーズ201号室	訪問介護

平成26年 6月1日	株式会社しもつけ	佐野市石塚町392番地	小規模多機能型居宅介護事業所しもつけの杜	佐野市植下町5696番地1	小規模多機能型居宅介護
平成26年 4月1日	社会福祉法人行川福祉会	鹿沼市富岡914番地8	ケアハウスなめがわ	鹿沼市富岡914番地8	特定施設入居者生活介護
平成26年 6月1日	株式会社望ヶ丘	日光市今市251番地2	デイサービスセンターのぞみ	日光市久次良町1771番地1	通所介護
平成26年 6月1日	坂本宏泰	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目11番15号大宮ファーストプレイスタワー 2304	ソフィアホームケアクリニック	小山市土塔222番地14	訪問看護
平成26年 6月1日	株式会社市山	小山市雨ヶ谷752番地4	メープル薬局	小山市雨ヶ谷752番地4	居宅療養管理指導
平成26年 6月1日	医療法人社団星野会	小山市栗宮745番地1	デイサービスセンター虹の郷	小山市西黒田300番地1	通所介護
平成26年 6月10日	社会福祉法人孝友会	小山市平和256番地	グループホームひらわ	小山市平和263番地4	認知症対応型共同生活介護
平成26年 3月1日	株式会社オリオン	真岡市下高間木二丁目12番地4	オリオンデイサービス大谷台	真岡市大谷台町32番地9	通所介護
平成26年 6月25日	池ノ谷紘平	東京都西東京市西原町二丁目5番6-8号	どこでもクリニック益子	芳賀郡益子町長堤574番地1	訪問看護
平成26年 6月25日	池ノ谷紘平	東京都西東京市西原町二丁目5番6-8号	どこでもクリニック益子	芳賀郡益子町長堤574番地1	居宅療養管理指導

2 居宅介護支援事業者

指 定 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成26年 3月1日	有限会社かたくり	佐野市飯田町209番地1	ほっとステイ万葉の里居宅介護支援事業所	佐野市栃本町3128番地5
平成26年 6月1日	医療法人社団友志会	下都賀郡野木町友沼5320番地2	居宅介護支援事業所春風	小山市小山111番地1

3 介護予防事業者

指 定 年 月 日	介 護 予 防 事 業 者		介 護 予 防 事 業 所		介 護 予 防 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成26年 4月1日	有限会社I will	鹿沼市石橋町1600番地1橋田第一ビル8階	ヘルパーステーションまごころ	栃木市西方町金崎502番地ウエストフリーズ201号室	介護予防訪問介護
平成26年 6月1日	株式会社しもつけ	佐野市石塚町392番地	小規模多機能型居宅介護事業所しも	佐野市植下町5696番地1	介護予防小規模多機能型居

			つけの杜		宅介護
平成26年 4月1日	社会福祉法人行川 福祉会	鹿沼市富岡914番 地8	ケアハウスなめが わ	鹿沼市富岡914番 地8	介護予防特定 施設入居者生 活介護
平成26年 6月1日	株式会社望ヶ丘	日光市今市251番 地2	デイサービスセン ターのぞみ	日光市久次良町 1771番地1	介護予防通所 介護
平成26年 6月1日	坂本宏泰	埼玉県さいたま市 大宮区桜木町一丁 目11番15号大宮 ファーストプレイ スタワー 2304	ソフィアホームケ アクリニック	小山市土塔222番 地14	介護予防訪問 看護
平成26年 6月1日	株式会社市山	小山市雨ヶ谷752 番地4	メイプル薬局	小山市雨ヶ谷752 番地4	介護予防居宅 療養管理指導
平成26年 6月1日	医療法人社団星野 会	小山市栗宮745番 地1	デイサービスセン ター虹の郷	小山市西黒田300 番地1	介護予防通所 介護
平成26年 6月10日	社会福祉法人孝友 会	小山市平和256番 地	グループホームひ らわ	小山市平和263番 地4	介護予防認知 症対応型共同 生活介護
平成26年 6月25日	池ノ谷紘平	東京都西東京市西 原町二丁目5番 6-8号	どこでもクリニッ ク益子	芳賀郡益子町長堤 574番地1	介護予防訪問 看護
平成26年 6月25日	池ノ谷紘平	東京都西東京市西 原町二丁目5番 6-8号	どこでもクリニッ ク益子	芳賀郡益子町長堤 574番地1	介護予防居宅 療養管理指導

栃木県告示第456号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

1 介護老人保健施設

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成26年3月31日	老人保健施設クローバー	鹿沼市茂呂1858番地147

2 居宅介護事業者

廃止年月日	居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		居 宅 介 護 の 種 類
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
平成26年 3月31日	一般財団法人とちぎメディカルセン	栃木市祝町4番25号	とちぎメディカルセンター訪問看護	栃木市箱森町53番40号	訪問看護

	ター		ステーションとちの木		
平成26年 3月31日	一般財団法人とちぎメディカルセンター	栃木市祝町4番25号	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション下都賀	栃木市富士見町5番32号	訪問看護
平成26年 3月31日	医療法人翼望会	佐野市葛生東一丁目10番27号	訪問看護ステーションくずの葉	佐野市葛生東一丁目10番27号	訪問看護
平成26年 3月31日	医療法人松青会	鹿沼市仲町1703番地3	老人保健施設クローバー	鹿沼市茂呂1858番地147	通所リハビリテーション
平成26年 3月31日	医療法人松青会	鹿沼市仲町1703番地3	老人保健施設クローバー	鹿沼市茂呂1858番地147	短期入所療養介護
平成26年 3月31日	医療法人英静会	日光市今市674番地	在宅介護支援センターもりのいえ	日光市根室607番地5	訪問介護
平成26年 5月31日	株式会社小山サッシセンター	小山市羽川12番地15	ケアサービス大沼	小山市羽川11番地1	訪問介護
平成26年 3月31日	社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	那須塩原市南郷屋五丁目163番地	那須塩原市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	那須塩原市南郷屋五丁目163番地	福祉用具貸与

3 居宅介護支援事業者

廃止 年月日	居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
平成26年 5月31日	株式会社小山サッシセンター	小山市羽川12番地15	ケアサービス大沼	小山市羽川11番地1

4 介護予防事業者

廃止 年月日	介護予防事業者		介護予防事業所		介護予防の種類
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
平成26年 3月31日	一般財団法人とちぎメディカルセンター	栃木市祝町4番25号	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーションとちの木	栃木市箱森町53番40号	介護予防訪問看護
平成26年 3月31日	一般財団法人とちぎメディカルセンター	栃木市祝町4番25号	とちぎメディカルセンター訪問看護ステーション下都賀	栃木市富士見町5番32号	介護予防訪問看護
平成26年 3月31日	医療法人翼望会	佐野市葛生東一丁目10番27号	訪問看護ステーションくずの葉	佐野市葛生東一丁目10番27号	介護予防訪問看護
平成26年 5月31日	株式会社小山サッシセンター	小山市羽川12番地15	ケアサービス大沼	小山市羽川11番地1	介護予防訪問介護
平成26年 3月31日	社会福祉法人那須塩原市社会福祉協議会	那須塩原市南郷屋五丁目163番地	那須塩原市社会福祉協議会福祉用具貸与事業所	那須塩原市南郷屋五丁目163番地	介護予防福祉用具貸与

	議会		貸与事業所
--	----	--	-------

栃木県告示第457号

次の指定介護機関から、生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により指定介護機関の事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

居宅介護支援事業者

休 止 年 月 日	居 宅 介 護 支 援 事 業 者		居 宅 介 護 支 援 事 業 所	
	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
平成26年 8月31日	株式会社ツクイ	神奈川県横浜市港南区 上大岡西一丁目6番1 号ゆめおおおかオフィ スタワー16階	ツクイ小山	小山市西城南四丁目1 番19号

(保健福祉課)

栃木県告示第458号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づく第64回准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

- 1 試験期日
平成27年2月22日（日）
- 2 試験場所
宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校
- 3 願書の提出期間
 - (1) 提出期間
平成27年1月5日（月）から同月9日（金）まで
（郵送の場合は、簡易書留にて平成27年1月9日（金）までの消印有効）
 - (2) 提出場所
〒320-8501 宇都宮市埜田1丁目1-20
栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話028（623）3152
- 4 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護
- 5 受験資格
保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）とする。
 - (1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成27年3月までに修業する見込みの者を含む。）
 - (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成27年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成27年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の書類を提出すること。

- (1) 第64回栃木県准看護師試験願書
- (2) 第64回栃木県准看護師試験写真票・受験票
出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付けること。

(3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、平成27年3月6日（金）午後5時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業（修業）確定証明書を提出した者については、平成27年3月20日（金）午後5時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

- (4) 戸籍謄本又は戸籍抄本（発行後6か月以内のもの）
外国人の場合は、在留カード、特別永住者証明書又は住民票の写し（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第76号）の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。）とする。
- (5) その他別に定める書類

7 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、本人又は学校若しくは養成所に受験票を送付する。

(医療政策課)

栃木県告示第459号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富 一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
宇都宮市	宇都宮市のうち屋板Ⅰ、屋板Ⅱ・上横田、屋板Ⅲ、屋板	

	IV、川田、下田原IV、東横田・上御田、中島I、中里原VI・金田III、宝木II・駒生II、宝木III・駒生III、板戸III、西刑部II・平塚II及び今里I地区	
栃木市	栃木市のうち部屋XⅧ地区	
日光市	日光市のうち和泉IV地区	
小山市	小山市のうち羽川VI及び栗宮I地区	
大田原市	大田原市のうち南金丸V・大豆田I及び大豆田II・黒羽向町I地区	
矢板市	矢板市のうち土屋IV及び乙畑V地区	
那須塩原市	那須塩原市のうち東小屋II及び三本木地区	平成26年4月1日から
さくら市	さくら市のうち長久保I及び押上I地区	
那須烏山市	那須烏山市のうち曲田IV、大木須III、大木須IV及び大里I地区	
下野市	下野市のうち小金井III及び小金井IV地区	
上三川町	上三川町のうち磯岡I、磯岡II・西汗I、大山I、大山II、五分一I・坂上I及び三村I地区	
益子町	益子町のうち大郷戸地区	平成27年3月31日まで
茂木町	茂木町のうち山内III、山内IV及び深沢I地区	
芳賀町	芳賀町のうち下高根沢2、下高根沢3、下高根沢4、下高根沢5、下高根沢6及び下高根沢7地区	
壬生町	壬生町のうち藤井壬生甲・乙II地区	
塩谷町	塩谷町のうち清水・新谷I及び羽谷久保I地区	
高根沢町	高根沢町のうち太田、太田II、寺渡戸II、石末IV及び石末V地区	
那須町	那須町のうち前原及び旧黒田地区	
那珂川町	那珂川町のうち馬頭VII、馬頭VIII、馬頭IX、和見IV、和見V及び白久III地区	

(農村振興課)

栃木県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成26年10月3日から同年11月4日まで一般の縦覧に供する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮那須烏山線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
------	--------	---	---	-----------------	--------------	----

10	前	那須烏山市田野倉354から 那須烏山市大金239-2まで	5.0～21.0	390.0	
	後	那須烏山市田野倉354から 那須烏山市大金239-2まで	10.2～37.0	390.0	

II

道路の種類 県道

路線名 一般県道 小川大金停車場線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
233	前	那須烏山市田野倉14-1から 那須烏山市大金239-2まで	7.6～15.0	420.0	
	後	那須烏山市田野倉14-1から 那須烏山市大金239-2まで	10.2～20.0	420.0	

III

道路の種類 県道

路線名 一般県道 草久栗野線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
246	前	鹿沼市入栗野1306-1から 鹿沼市入栗野1306-9まで	14.8～15.4	30.2	
	後	鹿沼市入栗野1306-1から 鹿沼市入栗野1306-9まで	14.8～43.3	30.2	

IV

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利環状線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
271	前	足利市山川町964-1から 足利市山川町966-1まで	24.0	23.0	
	後	足利市山川町964-1から 足利市山川町966-1まで	27.6～29.0	23.0	

(道路保全課)

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
下 沢 引 田 土 地 改 良 区	理 事	大 貫 武 雄		鹿 沼 市 下 沢 1490-2	26. 3 .31	
	〃	大 貫 進		〃 〃 1108	〃	
	〃	川 中 子 金 作		〃 〃 1142	〃	
	〃	川 田 数		〃 〃 670	〃	
	〃	中 里 豊 美		〃 〃 594-2	〃	
	〃	渡 辺 伸 一		〃 加 園 798	〃	
	〃	津 久 井 孝	津 久 井 孝	〃 下 沢 532	〃	26. 4 . 1
	〃	細 川 康 彦	細 川 康 彦	〃 〃 76	〃	〃
	〃	津 久 井 一 英	津 久 井 一 英	〃 〃 545-1	〃	〃
	〃	寄 川 良 一	寄 川 良 一	〃 〃 1491-8	〃	〃
	〃	津 吹 幸 男	津 吹 幸 男	〃 〃 368	〃	〃
	〃	川 田 正 男	川 田 正 男	〃 〃 427	〃	〃
	〃		大 貫 貞 一	〃 〃 991		〃
	〃		大 貫 利 雄	〃 〃 1077		〃
	〃		石 原 彰	〃 〃 1047-24		〃
	〃		石 原 誠	〃 〃 1168		〃
	〃		渡 辺 均	〃 〃 680		〃
	〃		渡 辺 実	〃 加 園 790-3		〃
	監 事	金 子 伸 一		〃 引 田 1732-1	26. 3 .31	
	〃	中 塚 正 雄	中 塚 正 雄	〃 下 沢 135	〃	26. 4 . 1
〃	星 野 隆 夫	星 野 隆 夫	〃 〃 589-1	〃	〃	
〃		金 子 裕 己	〃 引 田 1820-5		〃	

(農地整備課)

○都市計画決定図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成26年10月3日に決定した、宇都宮都市計画地区計画（下古山地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画決定図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により平成26年10月3日に決定した、小山栃木都市計画地区計画（仁良川地区）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

下野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成26年10月3日に変更した、宇都宮都市計画用途地域の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
芳賀郡芳賀町大字祖母井字赤坂道上1697番7、1697番10	芳賀郡芳賀町大字祖母井1697番地7	栗原正昭 栗原清子
下野市下石橋字北耕地379番5	下野市小金井六丁目13番地2ハイッ サカエB202	若林尚美 若林達哉
下都賀郡壬生町大字安塚字宿内1937番2、 1938番4、1941番3、1941番5、1940番、 1941番4、1938番5、1941番6	下都賀郡壬生町大字安塚1938番地1	早乙女孝一
下都賀郡野木町大字南赤塚字篠山2306番9	下都賀郡野木町大字南赤塚2304番地 7	篠山2自治会 建設 委員 下山田充伸

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

1 入札に付する事項

- 委託業務件名 平成26年度森を育む人づくり事業木製学習用机・椅子製作業務
- 委託業務内容 入札説明書による。
- 履行期限 平成27年3月30日
- 納入場所 別に定める県内の小中学校

2 入札に参加する者に必要な資格

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、大分類「家具、日用品類」のうち小分類「家具、インテリア」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- 平成26年10月17日から同月24日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 県内に本店を有する者であること。
- 過去15年以内に当該業務又は類似の業務の実績がある者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号 栃木県環境森林部林業振興課木材利用推進班
電話028-623-3277
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成26年10月24日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5
イ 開札の日時及び場所 平成26年10月24日午前10時 栃木県庁舎10階会議室5
- (3) その他 入札説明書は、平成26年10月6日から同月16日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

(林業振興課)

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年10月3日

栃木県知事 福田 富一

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約の場合） ⑩指名業者名（指名競争入札の場合） ⑪落札方法（競争入札の場合）

- 1 ①次期公有財産管理システム開発業務 一式 ②栃木県経営管理部管財課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成26年8月22日 ⑤富士通株式会社栃木支店 栃木県宇都宮市東宿郷4-2-24 ⑥51,632,640円 ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第10条第1項第1号
- 2 ①マロニエ21ネットシステム用サーバ等機器更新設計・設定業務 一式 ②栃木県経営管理部情報システム課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③購入等 ④平成26年8月1日 ⑤株式会社大塚商会宇都宮支店 栃木県宇都宮市東宿郷4-1-11 ⑥62,097,840円 ⑦随意契約 ⑧特例政令第10条第1項第2号
- 3 ①パトカー動態表示システム車載装置 24式 ②栃木県警察本部警務部会計課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 ③借入 ④平成26年8月20日 ⑤三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1-2-3 ⑥330,480円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧平成26年6月27日 ⑨最低価格

○落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成26年10月3日

栃木県下水道管理事務所長 毛部川 直文

〔掲載順序〕

- ①調達件名及び数量 ②契約に関する事務を担当する課又は公所等の名称及び所在地 ③調達方法 ④落札決定日（随意契約の場合は相手方を決定した日） ⑤落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 ⑥落札価格（随意契約の場合は契約価格） ⑦契約方法 ⑧入札公告日又は公示日 ⑨随意契約の理由（随意契約

の場合) ⑩指名業者名(指名競争入札の場合) ⑪落札方法(競争入札の場合)

①栃木県下水道資源化工場で使用する重油(JIS K 2205 1種1号) 購入見込数量131kℓ ②栃木県下水道管理事務所 栃木県河内郡上三川町大字多功1159 ③購入等 ④平成26年8月21日 ⑤カメイ株式会社宇都宮支店 栃木県宇都宮市東築瀬1-28-1 ⑥89.316円(1ℓ単価) ⑦一般競争入札 ⑧平成26年2月14日 ⑨最低価格

(会計局会計管理課)

宇都宮市街地開発組合

宇都宮市街地開発組合告示第6号

平成26年9月22日招集した第220回宇都宮市街地開発組合議会定例会は、9月22日閉会した。議決事項は、次のとおりである。

平成26年10月3日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

認定第1号 平成25年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算の認定について

宇都宮市街地開発組合告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第6項の規定により、平成26年9月22日第220回宇都宮市街地開発組合議会定例会において認定された平成25年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算の要領を、監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

平成26年10月3日

宇都宮市街地開発組合
組合長 福田 富 一

I 平成25年度宇都宮市街地開発組合一般会計歳入歳出決算書

1 歳 入

(単位:円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
1 使用料及び手数料		10,000	10,500	10,500		
	1 使用料	10,000	10,500	10,500		
2 財産収入		50,580,000	52,590,181	52,590,181		
	1 財産運用収入	50,579,000	52,590,181	52,590,181		
	2 財産売払収入	1,000				
3 繰入金		44,539,000	39,629,972	39,629,972		
	1 基金繰入金	44,539,000	39,629,972	39,629,972		
4 繰越金		100,000	154,196	154,196		
	1 繰越金	100,000	154,196	154,196		
5 諸収入		24,000	140,255	140,255		
	1 預金利子	1,000	1,266	1,266		
	2 雑入	23,000	138,989	138,989		
歳入合計		95,253,000	92,525,104	92,525,104		

2 歳 出

(単位:円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額
1 議 会 費		2,542,000	2,249,366		292,634
	1 議 会 費	2,542,000	2,249,366		292,634
2 総 務 費		88,758,000	87,147,542		1,610,458
	1 総 務 管 理 費	88,583,000	86,979,544		1,603,456
	2 監 査 委 員 費	175,000	167,998		7,002
3 処 分 管 理 費		3,453,000	2,973,583		479,417
	1 処 分 管 理 費	2,294,000	1,847,979		446,021
	2 販 売 促 進 費	1,159,000	1,125,604		33,396
4 予 備 費		500,000			500,000
	1 予 備 費	500,000			500,000
歳 出 合 計		95,253,000	92,370,491		2,882,509

歳入歳出差引残額 (A) 154,613円

翌年度へ繰り越すべき財源 (B) 0円

実質収支額 (A-B) 154,613円

II 監査委員の意見

1 審査の結果

平成25年度宇都宮市街地開発組合歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査及び財産に関する調査について審査した結果は、次のとおりである。

- (1) 計数については、関係諸帳簿、証拠書類と合致し、正確なものと認められた。
- (2) 予算の執行については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。
- (3) 収入及び支出事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。
- (4) 財産に関する事務については、おおむね適正に処理されているものと認められた。

2 審査の意見

平成25年度の予算は、一般会計予算現額9,525万3,000円をもって執行されたところである。歳入決算額は9,252万5,104円で、調定額に対する収入率は100.0%であり、歳出決算額は9,237万491円で、執行率は97.0%である。この結果、実質収支額は15万4,613円となり、適正な財政運営に努力されたものと認められる。

また、財政調整基金については、運用利子の収入が対前年度比1.9%の減という厳しい状況ではあるが、安全かつ有利な運用に努めた結果、前年度末残高より697万1,885円増加し、決算年度末現在高102億9,505万899円の黒字となっており、適切に管理されていると認められる。しかし、低金利局面は今しばらく続くと思われる。運用利子の安定した確保が望まれるため、財政調整基金の管理運用について検討が必要であると思われる。

国の新たな金融政策による効果もあり、ゆるやかに景気回復の兆しが見られ始めた社会情勢の中で、企業訪問の実施をはじめ、栃木県及び宇都宮市主催の、トップセールスによる「企業立地セミナー」など企業誘致事業にも参画し、宇都宮清原工業団地分譲地の販売推進に努めてきたところである。宇都宮テクノポリスセンター地区についても、都市再生機構、栃木県及び宇都宮市と連携を密にし、販売促進の支援に努力してきたところである。

今後とも引き続き、早期分譲を図るよう要望する。